

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

- 一 大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務を変更すること。  
(第三条及び第二十五条関係)
- 二 総合政策局及び同局政策課の所掌事務を変更すること。  
(第四条及び第三十八条関係)
- 三 道路局及び同局総務課の所掌事務を変更すること。  
(第九条及び第一百六条関係)
- 四 道路局に参事官を置くこと。  
(第一百十三条関係)
- 五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行すること。  
(附則関係)

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「総合政策局」の下に「及び道路局」を加える。

第四条第一項第四十四号中「こと」の下に「（道路局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。第百十三条第一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

第九条に次の一号を加える。

六 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（自転車の活用の推進に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の

統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第二十五条第四号中「総合政策局」の下に「及び道路局」を加える。

第三十八条第四号中「こと」の下に「（道路局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十五条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第六十六条第一号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第一百十条を削り、第一百一十一条を第一百十条とし、第一百十二条を第一百一十一条とし、第一百十三条を第一百十二条とし、第一章第二節第三款第七目中同条の次に次の一条を加える。

#### （参事官の職務）

第一百十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自転車活用推進計画の作成及び推進に関すること。

二 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（自転車の活用の推進に係るものに限る。）

について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

附則第十八条中「第一百十二条各号」を「第一百十一条各号」に改める。

## 附 則

この政令は、自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）の施行の日（平成二十九年五月一日）から施行する。

## 理由

自転車活用推進法の施行に伴い、自転車活用推進計画の作成及び推進等に関する事務を道路局の所掌事務に追加するとともに、新たに道路局に参事官を置く必要があるからである。

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

.....

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること（総合政策局及び道路局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>七 三十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十三（略）</p> <p>四十四 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（道路局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（道路局の所掌事務）</p> <p>第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。第百十三条第一号において同じ。）の作成及び推進に関する</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>七 三十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十三（略）</p> <p>四十四 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p> <p>四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（道路局の所掌事務）</p> <p>第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（新設）</p>

ること。

五 (略)

六 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（自  
転車の活用の推進に係るものに限る。）について、当該重要政  
策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、  
行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並  
びに総合調整に関すること。

(総務課の所掌事務)

第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること（総合  
政策局及び道路局の所掌に属するものを除く。）。

五 十 (略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策につ  
いて、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な  
方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要とな  
る企画及び立案並びに総合調整に関すること（道路局の所掌に  
属するものを除く。）。

(道路局に置く課等)

第一百五条 道路局に、次の七課及び参事官一人を置く。

総務課

路政課

道路交通管理課

企画課

国道・防災課

四 (略)

(新設)

(総務課の所掌事務)

第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること（総合  
政策局の所掌に属するものを除く。）。

五 十 (略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策につ  
いて、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な  
方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要とな  
る企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(道路局に置く課)

第一百五条 道路局に、次の七課を置く。

総務課

路政課

道路交通管理課

企画課

国道・防災課



環境安全課  
高速道路課

(総務課の所掌事務)

第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路局の所掌事務に関する総合調整に関すること(参事官の所掌に属するものを除く)。
- 二 十一 (略)

(削除)

第百十条 第百十二条 (略)

(参事官の職務)

第百十三条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の作成及び推進に関すること。
- 二 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(自転車の活用の推進に係るものに限る。)について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

附 則

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全課は、第百十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。  
(略)

環境安全課  
高速道路課

(総務課の所掌事務)

第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 十一 (略)

第百十条 削除

第百十一条 第百十三条 (略)

(新設)

附 則

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全課は、第百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。  
(略)

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 国土交通省組織令（平成二十二年政令第二百五十五号）（抄）	1
○ 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）（抄）	5
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	5

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五（略）

六 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

2（略）

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十三 (略)

四十四 国土交通省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關すること。

四十五 (略)

2 (略)

(道路局の所掌事務)

第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に關すること（災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に關することを除く。）。

二 有料道路に關する事業に關すること。

三 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条の規定による工事施行の認可、同法第七条の規定による工事の着手及びしゅん工の期間の指定並びに同法第八条の規定による工事の執行に關すること。

四 地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(総務課の所掌事務)

第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国土交通省の所掌事務に關する総合調整に關すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。

五 十 (略)

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關すること。

(道路局に置く課)

第一百五条 道路局に、次の七課を置く。

総務課

路政課

道路交通管理課

企画課

国道・防災課

環境安全課

高速道路課

(総務課の所掌事務)

第一百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 十一 (略)

第一百十条 削除

(国道・防災課の所掌事務)

第一百十一条 国道・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)及び一般国道の整備及び保全(除雪を含む。)に関すること(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第五条第一項及び第三項に規定する整備計画の企画及び立案、災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に関すること並びに他課の所掌に属するものを除く。)

二 道路の防災及び保全(除雪を含む。)に関する企画及び立案に関すること。

三 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号(一般国道に係るものに限る。)に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(環境安全課の所掌事務)

第一百十二条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路の整備等に関する事務のうち、環境対策及び交通安全対策の企画及び立案に関すること。

二 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る。)及び一般国道の整備及び保全(除雪を含む。)に関する事務のうち、環境対策及び交通安全対策に関すること(道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)

三 都道府県道及び市町村道並びに北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関すること(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に関すること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)

四 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

五 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の施行に関すること(沿道地区計画及び沿道整備権利移転等促進計画に係るもの並びに路政課の所掌に属するものを除く。)

六 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号（都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路に係るものに限る。）に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

（高速道路課の所掌事務）

第百十三条 高速道路課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高速道路（高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）の整備の手法の企画及び立案に関すること。
- 二 地方道路公社の定款の認可に関する事務のうち道路の整備に関する基本計画の審査に關すること並びに地方道路公社の予算、事業計画及び資金計画に關する指導に關すること。
- 三 東京湾横断道路の建設に關する特別措置法の規定による建設協定又は管理協定の認可に關する事務のうち、技術的審査に關すること。
- 四 国土開発幹線自動車道の建設線の基本計画に關すること。
- 五 高速自動車国道の整備、利用、保全その他の管理に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）の規定による業務実施計画の認可に關する事務のうち、技術的審査に關すること。
- 七 有料道路に關する事業に關すること。

附 則

（道路局環境安全課の所掌事務の特例）

第十八条 道路局環境安全課は、第百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十年三月三十一日	<p>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第二項の規定による道路の指定に關すること。</p> <p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項及び第二条第二項第一号の規定による道路の指定に關すること。</p>
平成三十七年三月三十一日	<p>半島振興法第十条の規定による道路の指定に關すること。</p>

○自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）（抄）

（自転車活用推進計画）

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2）4 （略）

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（任務）

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

2・3 （略）